別紙１

東北地方の高速道路の無料措置　４月以降の取り扱いについて

原発事故により避難されている方の支援

◆　原発事故により避難されている方についての無料措置の実施期間、対象走行が見直されます。

※　対象者、対象車種、必要な書面、通行方法等は現行と変更はありません。

※　罹災証明書、被災証明書の提示が必要な原発事故以外で避難されている方の無料措置は、平成２４年３月３１日（土）２４時で終了となります。

【 見直しの概要 】

実施期間	平成24年3月31日まで	→	平成24年4月1日 から 平成24年9月30日まで
対象走行	被災地支援の対象区間ICを入口または出口とする対象区間外との走行	→	原発周辺の対象ICを入口または出口とする走行

対象IC（インターチェンジ）

道路名	対象IC（インターチェンジ）
東北自動車道	本宮、二本松、福島西、福島飯坂、国見
磐越自動車道	いわき三和、小野、船引三春、郡山東
常磐自動車道	いわき中央、いわき四倉、広野、南相馬、相馬※、山元

※ 南相馬、相馬については、南相馬～相馬間の開通後（平成24年4月8日予定）に 対象ICに追加されます。

実施期間　：　自）平成２４年４月　１日（日）　０時
至）平成２４年９月３０日（日）２４時

対 象 者　：　原発事故により避難されている方

原発事故により避難されている方とは、東日本大震災発生時（以下「被災時」といいます。）に、国が定める原発事故の警戒区域及び計画的避難区域に指定されている地域並びに緊急時避難準備区域に指定されていた地域（以下「警戒区域等」といいます。別紙２をご参照ください。）を生活の本拠としていた方をいいます。
なお、実施期間中に警戒区域及び計画的避難区域の見直しが行われた場合においても、当面、対象となる避難者の範囲は変更されません。

対象車種　：　全車種（避難されている方が運転又は同乗している車両）

対象走行　：　原発周辺の対象インターチェンジ（以下「対象ＩＣ」といいます。）を入口または出口として通行料金を取り扱う走行
※　別紙３「対象インターチェンジ」をご参照ください。

必要な書面　：　出口料金所においては、入口料金所で受け取った通行券とあわせて、以下の書面をご提示して頂く必要があります。
なお、ご提示頂く書面については原本（コピー不可）になります。

確認事項	必要な書面
①避難元 ※　被災時の居住地が記載されているもの	被災時に警戒区域等を生活の本拠としていたことの確認ができる書面 住民票の写し、運転免許証、パスポート、健康保険証、罹災証明書、被災証明書　等の公的機関が発行するもの
②本人確認	運転免許証、パスポート、健康保険証　等の公的機関が発行するもの

（　その他の注意事項　）

◆　ＥＴＣレーンはご利用いただけません。
入口、出口ともに　一般　と表示されたレーンをご利用ください。
・　入口をＥＴＣレーンでご利用された場合、無料措置の対象になりません。
・　入口を　ＥＴＣ／一般　の混在レーンをご利用の際には、ＥＴＣカードを車載器から抜いてレーンに進入し、通行券をお取りください。
ＥＴＣカードを車載器に挿入したまま進入しますと、ＥＴＣ扱いとなり無料措置の対象になりません。

◆　スマートＩＣはご利用できません。

◆　出口では必要な書面をご提示のうえ、原発事故による避難者である旨を出口係員にお申し出ください。

◆　山形自動車道・日本海東北自動車道（湯殿山ＩＣ～酒田みなとＩＣ）、米沢南陽道路（南陽高畠ＩＣ～米沢北ＩＣ）、東京外環道等のＮＥＸＣＯ均一区間、首都高速、阪神高速など、対象ＩＣを入口又は出口として一体で料金を徴収されない高速道路は対象外です。
またこれらの道路を経由した後のＮＥＸＣＯ道路の走行（首都高速を経由して東名高速道を走行した場合　等）は対象外になります。
※　上記以外については、（参考１）をご参照ください。

◆　「罹災証明書」または「被災証明書」を、被災時に警戒区域等を生活の本拠としていたことの確認ができる書面としてご利用される場合、名義人（申請者）の住所により確認を行います。
罹災・被災された物件の所在地、被災場所は住所（居住地）には該当しませんのでご注意願います。

◆　通行止め時の取扱いについては、（参考２）をご参照ください。